

議案第4号 二宮町特定空家等審査会条例制定提案理由

【町長】

議案第4号の提案理由を説明いたします。「二宮町特定空家等審査会条例の制定について」ですが、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に規定する特定空家等に対する措置の適正かつ円滑な運用を図るため、二宮町特定空家等審査会を設置することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。

内容につきましては、都市部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【都市部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第4号についてご説明申し上げます。

町では平成30年度に策定した「二宮町空家等対策計画」に基づき、空き家化の予防啓発等の施策を実施してまいりました。

今後、所有者等の高齢化の進行とともに、そのまま放置されることで倒壊するおそれや衛生上有害となるおそれ、景観を著しく損なっている状態の空家等の増加が懸念されることから、法に基づく、「指導」や「勧告」等の措置を行うために、空家等対策の推進に関する特別措置法で定義される「特定空家等」として認定する必要があります。

その際、適切な認定をするため、町長の諮問に応じ答申する機関として、各種専門家で構成する「二宮町特定空家等審査会」を設置するために、本条例を制定します。

それでは、条例に沿ってご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

第1条の趣旨及び設置につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条に規定する措置の適正かつ円滑な運用を図るため、審査会の組織並びに運営に関して、本条例で定めています。

次に、第2条では、審査会の所掌事務は「特定空家等」に係る事項として定めています。

次に、第3条の組織等では、審査会委員は5人以内とすることや、審査会の委員構成及び任期などを定めています。

次に、第4条では、会長及び副会長の規定を定めています。

次に、第5条では、審査会の会議規定を定めています。

続いて、2ページをご覧ください。第6条では、委員の守秘義務を定めています。

次に、第7条では、審査会の庶務を都市部都市整備課において処理することを定めています。

次に、第8条ではこの条例の定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、審

査会に諮って定めることとしています。

附則です。第 1 項です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただくものです。

第 2 項です。本条例を制定することに伴い、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、資料 3 の新旧対照表をご覧ください。

別表第 1、職名の項目、「二宮町空家等対策協議会委員」の次に、「特定空家等審査会委員」を加えるものです。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。